

相模原市大規模事業評価自己評価調書

事業名 中学校給食全員喫食推進事業

事業主管課

教育局

学校給食課

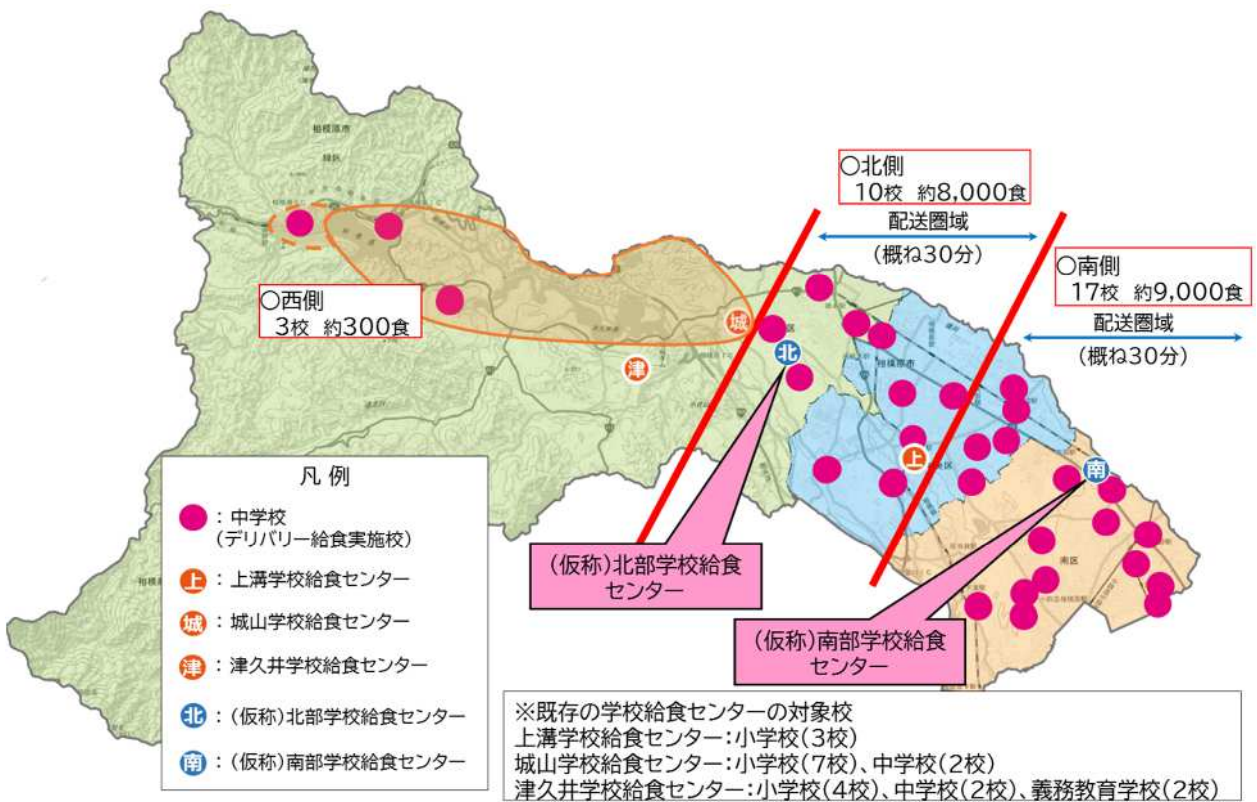
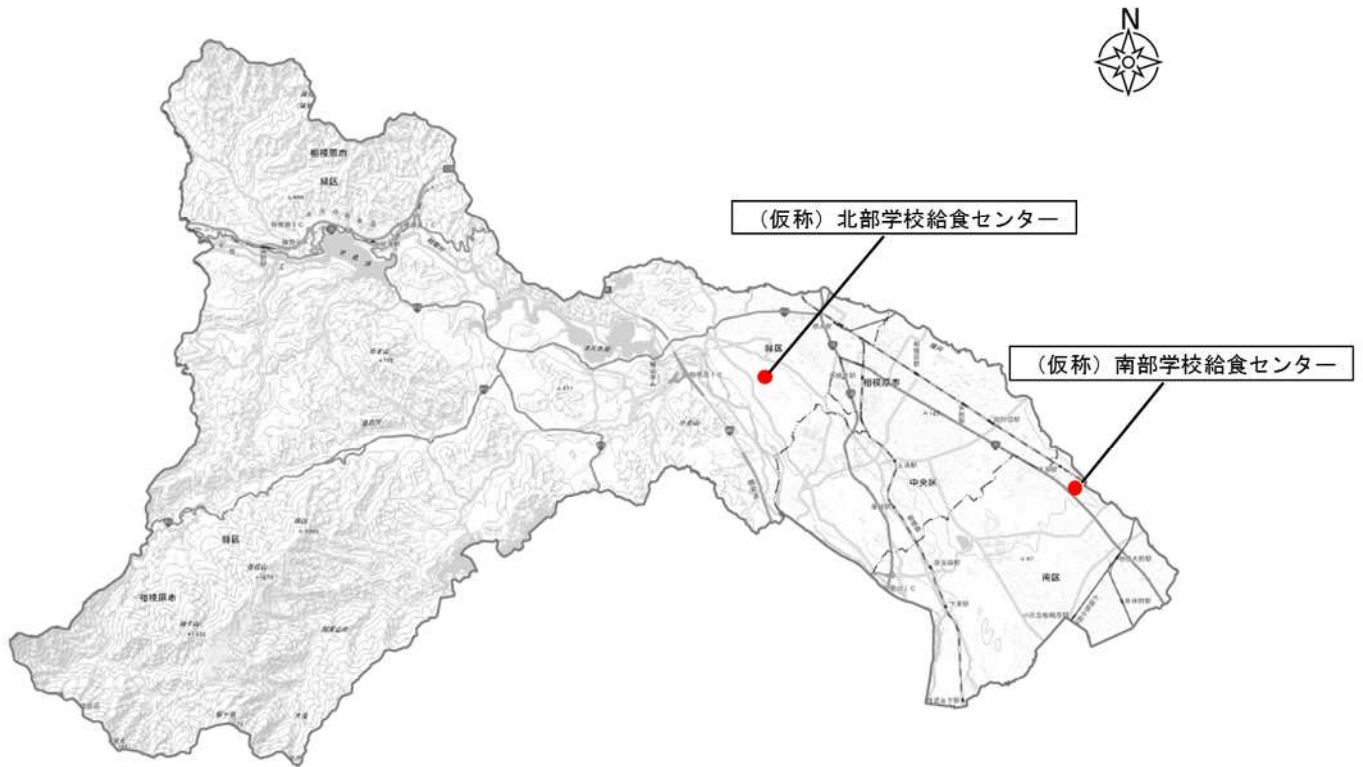
令和5年4月25日作成

令和5年8月24日一部修正

【事業概要】

実施主体	相模原市			
位置付け (根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相模原市総合計画 ○ 相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ ○ 相模原市学校給食施設整備方針(案) ○ 相模原市公共施設マネジメント推進プラン ○ 相模原市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針 			
目的	<p>学校給食は、心身の健全な発達や食に関する正しい理解と適切な判断力を養うために、重要な役割を担っている。バランスの取れた食事や食生活の実現、それらを育むという教育の一環の中で、生きた教材である学校給食は生徒にとって非常に重要であることから、相模原市立中学校給食の全員喫食へ向けた整備を行う。</p>			
概要	整備内容	給食センター2か所((仮称)北部学校給食センター・(仮称)南部学校給食センター)及び、配膳室(16校)		
	場所	(仮称)北部学校給食センター 相模原市緑区大島 1226	(仮称)南部学校給食センター 相模原市南区古淵 5-33-1	
	内容	学校給食施設 (敷地面積:約 10,000 m ²) (延床面積:約 4,300 m ²) (供給能力:約 8,000 食/日)	学校給食施設 (敷地面積:約 10,000 m ²) (延床面積:約 4,600 m ²) (供給能力:約 9,000 食/日)	
	計画期間	令和5年度～令和8年		
	スケジュール	令和5～6年度:事業者選定・契約 令和6～7年度:設計・工事 令和8年:開業準備、供用開始		
	概算事業費	約114.2億円(市費:103.7億円 国庫補助:10.5億円)		
		北部	約53.2億円(市費: 48.5億円 国庫補助: 4.7億円)	
		南部	約54.2億円(市費: 48.4億円 国庫補助: 5.8億円)	
		配膳室	約6.8億円(市費: 6.8億円)	
管理運営計画	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)等に基づくPFI手法を採用予定。			
特記事項				

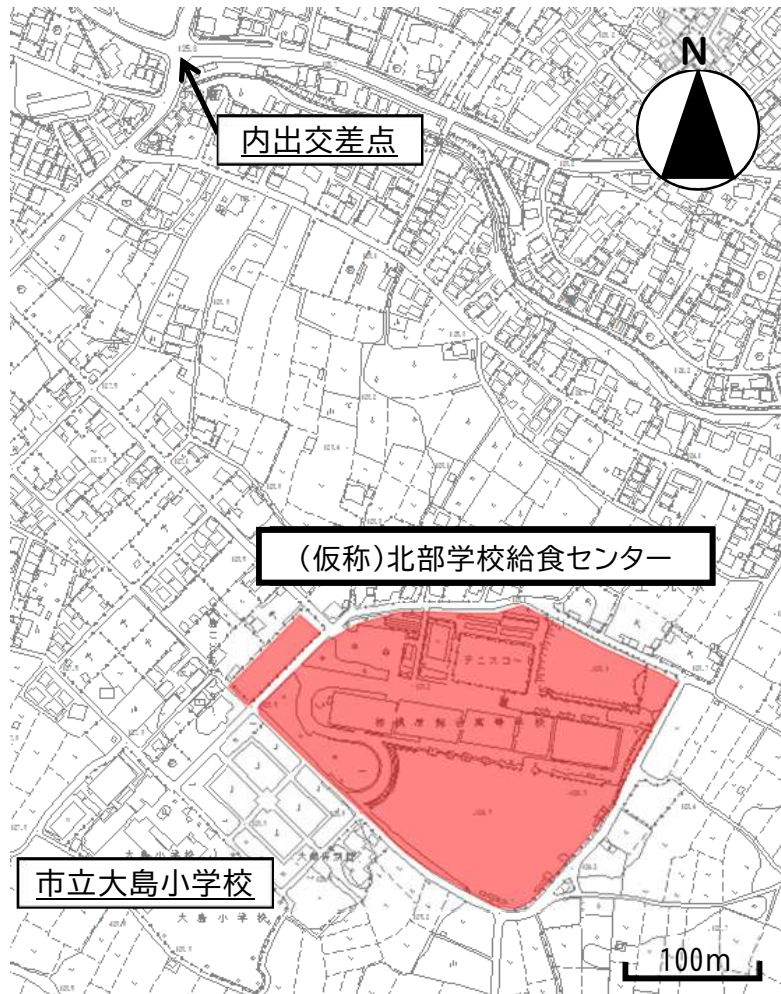
【位置図】



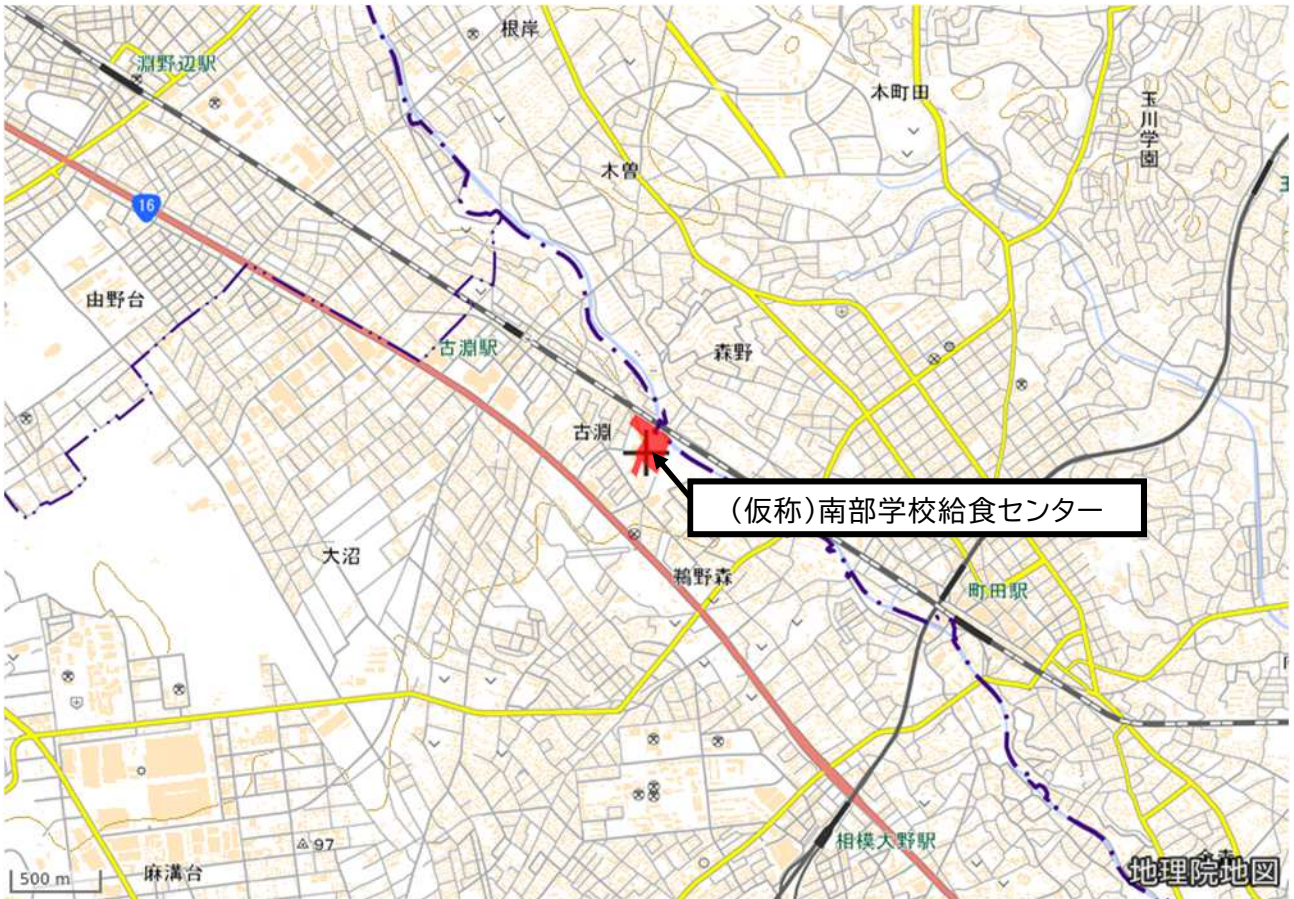
■ (仮称) 北部学校給食センター



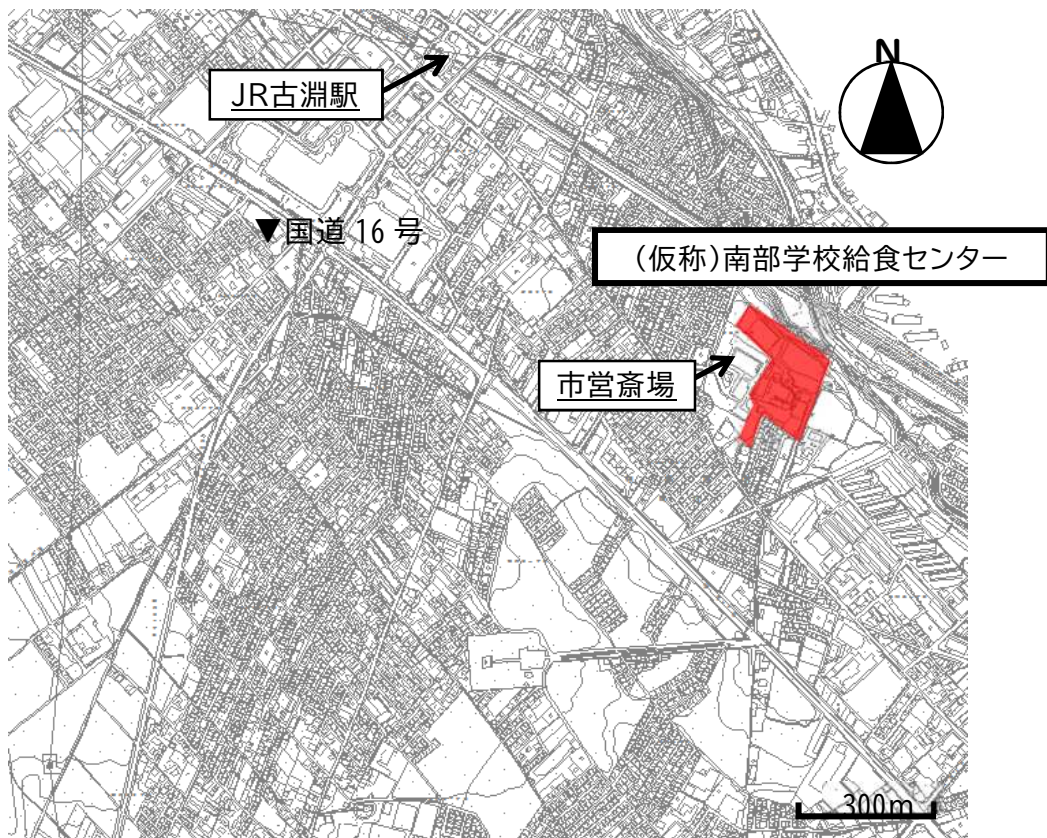
【周辺拡大図】



■ (仮称) 南部学校給食センター



【周辺拡大図】



【事業の必要性】

現状及び課題	<p>ア 本市の中学校及び義務教育学校(以下「中学校等」という。)では、全員喫食^{※1}制のセンター方式と持参弁当併用の選択制デリバリー方式の2つの方式により、全校で完全給食^{※2}を実施している。</p> <p>イ 中学校等36校のうち、6校はセンター方式により、城山学校給食センター及び津久井学校給食センターから給食を提供しており、残りの30校は選択制デリバリー方式により給食を提供している。</p> <p>ウ デリバリー給食の喫食率は、年々低下傾向にある。なお、令和4年度の喫食率は、35.4%である。</p> <p>エ 平成27年度には、相模原市立中学校給食検討委員会からの答申を受け、「相模原市立中学校完全給食実施方針」を改訂し、将来的に全員喫食による完全給食の実現を目指す方針を掲げた。</p> <p>オ 国が平成29年3月に改訂した「学習指導要領」においては、教育活動全体を通じて食育を推進することが明確に示されており、食育の中核をなす学校給食の教育的効果を引き出す取組の重要性が増している。</p> <p>カ 政令指定都市は、全ての市で「完全給食」を実施しているが、令和3年度時点で全員喫食制となっているのは、20市中12市である。また、給食提供の実施方式は様々であり、多くの市では本市同様複数の方式を組み合わせている。最も多い方式は、選択制デリバリー方式で、次いでセンター方式となっているが、選択制デリバリー方式からセンター方式などによる全員喫食制への移行準備を進めている事例が増えている。</p> <p>キ 文部科学省の平成30年度調査によると、神奈川県内の公立中学校の完全給食の実施率は全国最下位であり、完全給食の実施校数も全国最下位となっている。 しかし、近年では給食未実施の市などにおいて、センター方式により、全員喫食制の完全給食へ移行するなど、県内でも中学</p>
--------	--

※1 【全員喫食】：食物アレルギーなどの生徒の個別事情に配慮しつつ、生徒全員が給食を食べること

※2 【完全給食】：給食内容が主食(パン・米飯等)、副食(おかず)、ミルクで構成される給食(学校給食法施行規則第1条第2項)

	<p>校給食の見直しが進められている。</p> <p>ク 生徒の身体の育成や適切な栄養の摂取、食育の推進などの観点から学校給食が果たす役割は重要であり、中学校において全員喫食による完全給食を実現することは非常に望ましい。</p>
<p>市の計画の位置付け</p>	<p>○相模原市総合計画(令和2年3月策定)</p> <p><基本構想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります <p><基本計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策3 幼児教育・学校教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒取組の方向3 教育環境の充実 <p><推進プログラム></p> <p>政策的基幹事業</p> <p>学校給食推進事業－中学校給食全員喫食推進事業</p> <p>○相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ(令和4年11月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 全員喫食の実現に向けた中学校給食の方向性 <ol style="list-style-type: none"> (1)全員喫食の早期実現及び持続可能な給食運営 (2)安全安心で温かい給食の提供 (3)学校給食を活用した食育の充実 ・3 給食提供の実施方式 <ol style="list-style-type: none"> (1)実施方式の考え方 <p>中学校給食の方向性に基づき、生徒全員への給食提供が早期に実施可能であり、持続可能な運営方式である「センター方式」を基本とする。</p> <p>また、センター方式の導入が困難な学校が生じた場合については、自校方式、親子方式の順で検討する。</p> (2)実施に向けた具体的取組 <p>新たな給食センターを最低でも2か所配置する必要がある。</p> (3)給食センターの基本的な役割 <p>新たな給食センターの規模については、将来的な児童生徒数の増減や学校再編の影響のほか、老朽化が進行している既存の給食センターや小学校給食室といった給食施設の更新等も考慮し、長期的な視点に立って検討する必要がある。</p>

市の計画の位置付け		<p>○相模原市学校給食施設整備方針(令和5年5月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> (4)給食施設の課題 <ul style="list-style-type: none"> ア 中学校給食の全員喫食に向けた提供・受入能力の拡充 イ 既存の給食施設の改善 ウ 持続可能性の向上 ・3 整備方針 <ul style="list-style-type: none"> (2)施設別方針 <ul style="list-style-type: none"> ア 新たな給食センターの整備【短期】 イ デリバリー給食実施校の配膳室の拡充【短期】 ウ 相模湖・藤野地区の中学校の対応【短期】 エ 既存給食センターの拡充・再編【中期】 <p>○相模原市公共施設マネジメント推進プラン(平成29年3月策定) 津久井学校給食センターは「更新しない方向で、他の提供方法を検討する」とされている。 ※他の提供方法として、新たな給食センターの活用が有効である。</p> <p>○相模原市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針(平成29年2月策定) PPP/PFI 手法導入の優先的検討対象として、建築物又はプラント、公園の整備等に関する事業等であって、事業費の総額が10億円以上のものを掲げている。</p> <p>○相模原市 PPP(公民連携)活用指針(平成26年12月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPP 活用指針の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 「民間が担うことができるものは、民間に委ねる」 「従来の枠組みを超えた新たな発想により、事業の実施手法を見直す」 「最少経費で最大効果のサービスの実現を目指す」
		<p style="text-align: center;">■ 把握している □ 把握していない</p>
把握	市民等の意向・要望等の把握の有無	
	把握の時期・方法	<p>○令和3年9月27日～10月29日 【中学校給食の全員喫食に向けた全生徒等を対象としたアンケート調査の実施】</p> <p>デリバリー給食の現状評価やニーズ等を的確に把握するとともに、センター給食の評価等と比較することなどにより、今後の中学校給食の改善を図る事項を調査</p>

		<p>○令和3年11月29日(南区)、12月4日(中央区)、12月5日(緑区) 【ワークショップの実施～「おいしい給食ってなんだろう」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを含む幅広い年代層の市民から給食に対するニーズを聞く。 ・市民が給食に対して何を求めているのか、どんなことを大切だと思っているのかを把握する。 <p>○令和4年6月 【相模原市学校給食あり方検討委員会の設置】 「本市にとってふさわしい給食提供の実施方式」と「全員喫食の環境を活用した食育の方針」について教育委員会から諮問をした。</p>
	<p style="text-align: center;">動 向</p>	<p>○ アンケートでは、全員喫食を求める意見や小学校と同じような温かい給食を望む声が多いことが明らかとなった。 また、「給食を通して学んだことは何ですか」の問いに対して、デリバリー校では「特にない」という回答が最多であり、センター校では、「偏りがなく栄養バランスのとれた食事をする大切さを知った」が最多となるなど方式により食育効果の差異が見られた。</p> <p>○ ワークショップでは、学校給食に対する市民のニーズとして、以下の意見に多くの賛同が集まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な食事時間を確保する ・給食を教材として、給食の時間も学びの場にする ・みんなで同じものを食べる体験を大切にする ・給食の時間を楽しめるように、食べるときの雰囲気も大切にする <p>○ 令和4年11月に学校給食あり方検討委員会から、本市にとってふさわしい給食提供の実施方式は「センター方式を基本」とし、「新たな給食センターは、最低でも2か所は整備すべき」との中間答申を受けた。</p>
<p style="text-align: center;">公共が担う必要性</p>		<p>学校給食法第4条において、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」と規定されており、市立中学校の給食の実施については、設置者である地方公共団体の任務となっている。</p> <p>また、同法第5条には、「地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」との規定があるため、公共が担う必要性がある。</p>

本市が事業を
実施する
必要性

市立中学校の全員喫食の実現に向け、市立中学校の設置者である本市が事業を実施する必要がある。

なお、給食センターの整備手法及び管理運営手法については、令和4年度に実施した民間活力導入可能性調査における検討結果を踏まえて、PFI手法の採用を予定している。

【事業の妥当性】

(利用者見込等) 需要予測	手 法	中学校生徒数、教職員数の推計値推移により算定した。
	予測結果	<p>中学校生徒数及び教職員数の合計を基に新たな給食センターの供給予定食数を設定する。</p> <p>推計値では、今後供給予定食数は減少していくこととなるが、生徒数等の減少に伴い生じる不要食数(余剰食数)は、既存の給食センターや小学校給食室の更新等に活用し、本市全体の学校給食の安定的な提供に向けた持続可能な給食運営に努める。</p> <p>○既存学校給食センター 「公共施設マネジメント推進プラン」では、既存給食センターのうち、津久井学校給食センターは「更新しない方向で、他の提供方法を検討する」とされており、新たな給食センターの活用が有効である。</p> <p>○小学校給食室(ウェットシステム) 作業区域が区分されていないウェットシステムの給食室については、改築に当たり、給食室を大型化して学校給食衛生管理基準に適合したドライシステムへ更新することになる。 更新の実現性が高い小学校給食室は約 7 割程度であり、改築工事期間中にも給食提供の継続性を担保するためには、新たな給食センターで中長期的に生じる余剰能力を活用することが有効である。 (300～800食/年) また、適当なスペースがないなど、実現性に課題があり、詳細な検討が必要な小学校給食室について、改築が困難となった場合においても給食センターからの提供等により、給食提供を継続する必要があるが、その食数については、新たな給食センターが担うことが有効である。 (1,000～2,000食/年程度)</p> <div style="text-align: right;"> </div>

新たな給食センターを2か所整備するに当たり、従来型手法である公設公営方式と民間活力による事業手法である PFI 手法(BTO方式)のコスト比較を行う。

※単位:億円

項目		公設公営方式		PFI手法 (BTO方式)	
		北部	南部	北部	南部
初期整備費(A)		49.7	54.4	46.9	51.2
運営・管理費	1年間	5.0	5.8	4.8	5.5
	15年間(B)	75.0	87.0	72.0	82.5
修繕更新費 (15年間)(C)		9.0	10.5	7.5	9.0
合計(D) =(A)+(B)+(C)		133.7	151.9	126.4	142.7

※各手法で共通となる用地取得費等、中学校配膳室整備費及び相模湖・藤野地区の中学校の運営管理費は除く

- 物価・人件費等の上昇の見込みは加味していない。
- 食数変動における運営費、光熱水費の変動は加味していない。
- 環境配慮設備・付帯施設などは検討中であり見込んでいない。
- PFI手法には、特別目的会社の設立や管理等の費用を含む。

整備手法

他の手法と
のコスト
比較

妥当性

- 公設公営方式で2か所の給食センターを整備する場合の総事業費は約 285.6 億円であるが、その整備手法については特定財源の確保の観点や他市の先行事例を踏まえ、他の方式に比べて優位であることから、PFI手法(BTO方式)の導入を前提としており、総事業費を約 269.1 億円とすることができる見込みである。
- 初期整備費のうち国庫補助金や市債を充当できない事業費(約 25.6 億円)については、事業期間中の割賦払いとし財政負担の平準化を図る。

<p>規模の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食あり方検討委員会から、デリバリー給食を実施している中学校や既存の学校給食センターの位置などを考えると、新たな給食センターは最低でも2か所整備すべきとの中間答申を受けている。 ○ 学校給食衛生管理基準を踏まえて配送時間を30分程度とすることができるよう、配送予定の中学校の所在地及び道路網を勘案し、2か所を整備することとしており、市立中学校の生徒等への安全安心な給食の安定的な提供に向け、施設の開業予定年度以降の生徒等の数を見据えて、調理能力が過大とならない規模で設定しているため、妥当な規模である。 ○ HACCP、学校給食衛生管理基準に適合し、食育に資する学校給食施設として必要十分な延床面積を確保しているため、妥当な規模である。 ○ 既存学校給食センターや各小学校給食室の改修等の際のバックアップ機能も想定している。
<p>整備場所の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食衛生管理基準において、給食は調理後2時間以内に喫食するよう努めることとされているため、配送時間を30分程度とする必要があることから、配送予定の中学校の所在地及び道路網を勘案すると、整備場所は妥当である。 ○ 給食センターは、建築基準法上「工場」であるため、原則として、都市計画に定められている用途地域が準工業地域、工業地域又は工業専用地域の場所において建築可能な施設である。また、用途地域の指定のない市街化調整区域においても、都市計画法に基づき、公益上必要な建築物として建築可能である。 当該地については、北部は市街化調整区域、また、南部は準工業地域となっており、いずれの場所も給食センターが建築可能なため、整備場所として妥当である。 ○ なお、計画敷地は土砂災害警戒区域や浸水想定区域・浸水対策実施区域外で、災害のリスクは低い。

【事業の優先性】

<p>地域、関係住民等の 理解・協力の状況</p>	<p>説明会等 開催の状況</p>	<p>《(仮称)北部学校給食センター関係》 ○大沢地区自治会連合会長へ説明(令和5年2月9日) ○大沢地区まちづくり会議にて説明(令和5年2月14日) ○大沢地区自治会長会議にて説明(令和5年2月19日) ○緑区地区自治会連合会懇談会にて説明(令和5年3月22日) ○大沢地区まちづくり会議役員会にて説明(令和5年5月31日) 《(仮称)南部学校給食センター関係》 ○地域住民で組織された検討委員会にて説明(令和5年1月17日) ○地域住民で組織された検討委員会にて説明(令和5年2月7日) ○地域住民で組織された検討委員会にて説明(令和5年3月6日) ○地域住民で組織された検討委員会にて説明(令和5年3月28日) ○地域住民で組織された検討委員会にて説明(令和5年5月30日)</p>
<p>市以外の機関等による計画等の有無</p>	<p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	
<p>事業の優先性</p>	<p>○ 学校給食法第4条において、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」と規定されており、また、同法第5条には、「地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」と規定されているため、市立中学校の設置者として、給食を実施する責務がある。</p> <p>○ 中学校給食を充実させることは、生徒への食育の更なる推進につながり、学校給食の教育効果の向上を図ることができるだけでなく、子育て環境の充実が期待され、子育て世帯の満足度の向上や、多くの子育て世代に選ばれるまちの実現に資する取組であることから、市として優先的に取り組むべき事業である。</p>	
<p>事業着手時期の 適切性</p>	<p>○ 「相模原市立中学校完全給食実施方針」に将来的には全員喫食の完全給食が実施できるよう検討する旨の方針を掲げる改訂を平成27年度に実施してから7年以上が経過している。</p> <p>○ 政令指定都市や県内他市では、食育上の重要な役割を果たす全員喫食制への移行を進める事例が増えている。</p> <p>○ 「相模原市学校給食あり方検討委員会」の中間答申では、中学校給食の方向性として「可能な限りの早期実現」とされている。 これを受け策定した「相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ」において、「令和8年中を目標として、可能な限り早期に全員喫食を実現することを目指す」と</p>	

	<p>ともに、将来にわたって安定的に給食を提供し続けることができるよう持続可能な給食運営を行います」としている。</p>
<p>(防災・危険回避・ 企業誘致等の観点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に炊き出しを行い、必要な避難所等への配送が可能な施設として整備することを想定するため、市民にも有益な施設となる。 ○ 計画敷地は土砂災害警戒区域や浸水想定区域・浸水対策実施区域外で、災害のリスクは低い。 ○ PFI事業の中で、自主事業の提案も募集し、施設の有効利用や更なる雇用の確保に繋げる。

【事業の有効性】

事業の目標	成果目標				
	達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校給食の全員喫食の早期実現 ○ 給食センターの持続可能な運営 ○ 安全安心で温かい給食の提供 ○ 学校給食を活用した食育の充実 			
	設定理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の心身の健康の保持増進と教育効果の向上 ○ 学校給食衛生管理基準に適合した高度な衛生管理機能 ○ 食物アレルギー対応、安定した配送体制、適温提供の機能 ○ 小学校給食室や既存の学校給食センターの改修工事期間中のバックアップ機能 			
	成果指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度
	中学校給食の喫食率 ^{※1}	40.1%	R4	100%	R9
	アレルギー対応(除去食対応 ^{※2})が可能な生徒の割合	0%	R4	92%	R9
<p>※1 センター方式の学校も含めた全生徒に占める喫食者の割合。 デリバリー給食の喫食率は35.4%</p> <p>※2 アレルゲン4品目の除去対応を想定</p>					

事業実施の効果は給食の提供による教育的効果であり、経済的な効果などの金銭換算が困難であることから、事業の有効性については、現在デリバリー給食実施校の中学校全校に調理場を整備した場合(自校方式)と、新たな給食センターを2か所整備した場合(センター方式)の費用の比較により分析した。

給食センターの整備は収益を伴うものではないため、本事業では財政効果の分析として、全校自校方式とした場合と、2か所給食センターを整備した場合の費用を試算し、その差分を財政効果とした。

単位:億円

項目		自校方式	センター方式
初期整備費	調理場(A)	112.7	104.1
	配膳室(B)	-	6.8
運営・管理費	1年間	11.4	11.0
	15年間(C)	171.0	165.0
修繕更新費(15年間)(D)		23.8	19.5
合計(E) =(A)+(B)+(C)+(D)		307.9	295.4

費用
便益
分析

- 自校方式については、学校運営に支障なく給食室の整備が可能である中学校はなく早期実現は見込めないが、センター方式との費用比較を行うために仮に概算で算定したものである。
- いずれも市が直接施設の整備等を行う従来型手法により実施するものとして試算しており、民間活力による費用削減効果は含まれていない。
- 物価・人件費等の上昇の見込みは加味していない。
- 食数変動における運営費、光熱水費の変動は加味していない。
- 環境配慮設備・付帯施設などは検討中であり見込んでいない。
- 用地取得費等は含まない。

事業
の
効果

期待される
効果

- 中学校給食の全員喫食の実現
- 安全安心で温かい給食の提供
- 学校給食を活用した食育の充実

<p>事業の 有用性 (事業を実施 しない場合 との比較)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行のデリバリー方式で全員喫食を行うには事業者の確保が困難である。 ○ 全生徒等へのアンケートにおいても温かい給食を望む声が多く、デリバリー校とセンター校において食育効果の差異が見られたことから、より安全安心で温かい給食の提供に資するなど、事業を実施した場合、全員喫食の実現による生徒の健康の保持増進や食育の充実を図ることが可能となる。また、食物アレルギー対応の充実といったメリットもあり、事業実施の効果が大きく有用である。 ○ 全員喫食の実現により、保護者の負担軽減等による子育て環境の充実が期待され、子育て世帯の満足度の向上や、多くの子育て世代に選ばれるまちの実現にも資するものである。
<p>課題解決 のために 最も有効 な手段 (手法)で あること の説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自校方式の場合、学校運営に支障なく給食室を設置可能な学校がなく、比較的影響の少ない学校も限定的で全校への導入は困難である。 また、多くの経費や時間を要することに加え、生徒数の増減や学校再編等の影響を受けやすいなど、持続可能性の点からも課題がある。 ○ 親子方式の場合、親校となる現在の小学校給食室では中学校の分まで給食を提供できる能力がないため、全中学校への提供が実現不可能である。 なお、容量を増強するに当たっても、校地の状況や建築基準法上の制限等から相当な期間が必要となるほか、持続可能性の点からも課題がある。 ○ センター方式の場合、最も早期に温かい給食の全員喫食を実現することができるほか、生徒数の増減への柔軟な対応や事業費の低減など他の方式に比べ優位性が高い。 ○ <u>なお、デリバリー方式については、全員喫食に十分な給食提供を行うための民間事業者の確保に課題があることから、その実施自体困難であるが、喫食率から算出したデリバリー方式による全員喫食に要する概算費用は10.7億円であるところ、PFI手法では10.3億円を見込んでおり、運営・管理に係るコスト面においてPFI手法が優位となることが見込まれる。</u>

【事業の経済性・効率性】

概算事業費(億円)	コスト		北部	南部	配膳室	計	
	初期投資	事業費		53.2	54.2	6.8	114.2
		センター整備費		46.9	51.2	-	98.1
		用地取得費等(※)		6.3	3.0	-	9.3
		中学校配膳室整備(16校)				6.8	6.8
	財源内訳	一般財源		18.9	16.0	6.8	41.7
		国庫補助金		4.7	5.8	0.0	10.5
		県支出金		0.0	0.0	0.0	0.0
		市債		29.6	32.4	0.0	62.0
		その他		0.0	0.0	0.0	0.0
※用地取得費等 北部:用地取得費。本市が依頼した不動産鑑定士による鑑定額を参考値として置いたもので、県における評価額や協議結果により変動する。また、取得する用地の範囲は県と協議中であり、当該取得費は当該学校用地全体(約4.7ha)の額である。 南部:土壌入替え経費。土壌の状況等により変動する。							
収支予測(億円)	学校給食法第11条の規定により、施設・設備の整備費や修繕費、人件費は、市の負担とされているため、学校給食の実施に必要な施設である給食センターでは、受益者負担による収入は見込まれない。 なお、収入としては、食材費が見込まれるが、市が支出する食材購入等に要する実費相当額を徴するものであり、収益は生じない。						
コストとコスト内訳の適切性	○ 民間活力による事業手法としてPFI手法(BTO方式)の採用を予定しており、従来型手法よりもコスト面で優位な手法となっている。 ○ 給食センターの施設整備費のみならず、中学校の給食配膳室の整備費や給食提供用備品等に要する経費等も見込んでおり、内訳は適切である。						
事業の採算性	給食センター自体は、事業の性質上、収益を伴わない施設であるため、収支の均衡を図ることは困難である。 ただし、PFI事業としての事業者公募において、収益事業(自主事業)についても提案を求める予定である。						

【環境・景観への配慮】

<p>（周辺環境・景観への影響）</p> <p>合意形成の取組み 周辺住民の</p>	<p>機会や 場の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり会議等の場で事業概要を説明するほか、事業の進捗状況に応じ、周辺住民等への説明会等などで意見を聞きながら、周辺環境への影響について配慮を行うなど、地域と一体となって事業を推進する。
<p>環境関連法令等 への合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音規制法、振動規制法、<u>土壌汚染対策法</u>、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に従い事業を実施する。 ○ 景観法に基づく「行為の届出」及び相模原市景観条例に基づく「事前協議」制度に則した計画を行う。 	
<p>環境負荷の低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ SDGsの理念や目標を念頭に、PFI手法における要求水準や選定基準等の作成において、持続可能な社会の形成に資する取組を促進できるよう配慮する。 ○ 給食残さについては、小学校給食において飼料化による有効活用に取り組んでいるところであり、中学校給食においても給食残さの利活用や廃棄物の減量化の観点から環境負荷低減を推進する。 ○ 環境認証制度の活用等により省エネルギー・省資源に配慮した設備の導入等により、脱炭素に係る取組を推進する。 	
<p>周辺環境・景観への配慮</p>	<p>調和の配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観 周辺建物と景観的に調和した外観計画とする。 PFI手法における要求水準や選定基準等の作成において、修景を促進できるよう配慮する。 ○ 緑の保全 「相模原市開発事業基準条例」に基づき、緑化施設を適正に整備することとする。なお、樹木の選定に当たっては、安全安心な給食を提供する観点から、虫の付きにくい樹木を選定するなど衛生面にも配慮する。
	<p>想定される影 響等への対応</p>	<p>影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臭気対策 ○ 騒音・振動への対応 ○ 交通対策

		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">影響の低減／回避策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臭気対策 排気口の位置や方向により周辺への影響を抑制する。 ○ 騒音・振動 施設整備に際しては、低騒音・低振動の工法を採用し、周辺住民への影響を最小限とする配慮を行う。 維持管理・運営の段階では、屋上機器等からの騒音・振動を低減する。 ○ 交通対策 工事車両や給食配送車等の給食センターへの進出入経路については、PFI 事業者には幹線道路からのアクセスの徹底や通学時間帯への配慮を求めるなど、地域内の安全確保措置を講ずる。
--	--	--	---

自己評価調書について、所管局である、教育局内で評価を行った結果については、以下のとおりである。(評価実施日：令和5年4月18日)

「◎」：適切な検証がされ、評価の視点を満たしている。
 「○」：概ね評価の視点を満たしている。
 「△」：評価の視点を満たさない。

〔評価書〕

[所管局評価]

	評価項目	評価の視点	評価	
			視点ごとの評価	項目ごとの評価
個別評価	事業の必要性	公共が担う必要性	◎	◎
		本市が事業を実施する必要性	◎	
	事業の妥当性	整備手法の妥当性	◎	◎
		規模の妥当性	◎	
		整備場所の妥当性	◎	
	事業の優先性	事業着手時期の適切性	◎	◎
	事業の有効性	有用性	◎	◎
		課題解決のための有効性	◎	
	事業の経済性・効率性	事業費及びその内訳の適切性	◎	○
		事業の採算性	○	
環境・景観への配慮	周辺環境・景観との調和の配慮	○	○	
	周辺環境・景観への影響の低減策	◎		
総合評価	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 実施 実施しない </div>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価結果コメント</p>	<p>○ 事業の必要性については、本市の総合計画や中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ等に位置づけがあること、市民等の意向・要望等を把握していること、また、学校教育法において市立中学校の給食の実施については、設置者である地方公共団体の任務となっており、公共が担う必要性があることから、評価の視点を満たしている。</p> <p>○ 事業の妥当性については、需要予測や他の手法とのコストの比較検討を行い、適切な整備手法、事業規模、整備場所を採用していることから、評価の視点を満たしている。</p> <p>○ 事業の優先性については、学校給食の教育効果の向上だけでなく、子育て世帯の満足度の向上や、多くの子育て世代に選ばれるまちの実現に資する取組であること、「可能な限りの早期実現」との中間答申も出されていることから、評価の視点を満たしている。</p> <p>○ 事業の有効性については、全員喫食の実現による生徒の健康の保持増進や食育の充実、安全安心で温かい給食の提供等が可能となるものであり、事業の性質上、費用対効果の算出は困難であるが、早期の全員喫食の実現や生徒数の増減への柔軟な対応、事業費の低減など他の方式に比べ優位性が高いことから、評価の視点を満たしている。</p> <p>○ 事業の経済性・効率性については、事業の性質上、収支の均衡を図ることは困難であるが、概算事業費の算出、収支予測を行い、コスト面で優位な手法を採用し、また、その内訳も適正であることから、概ね評価の視点を満たしている。</p> <p>○ 環境・景観への配慮については、具体的な施設の設計等はPFI事業者が行うものであり、現段階で対応する内容は確定していないが、要求水準書や選考基準等により現在想定される臭気、騒音・振動、交通安全に係る対策を促進していくことから、概ね評価の視点を満たしている。</p> <p>よって、各評価項目については、適切な検証がなされ、概ね評価の視点を満たしていることから、総合評価の結果、実施とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特記事項</p>	<p>特になし。</p>